

『排出抑制等指針』の検討について

1. 『排出抑制等指針』について

京都議定書目標の確実な達成に向け、第 169 回通常国会において、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（改正温対法）が成立し、①温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し（事業者単位・フランチャイズ単位での排出量の算定・報告の導入）、②排出抑制等指針の策定、③国民生活における温室効果ガス排出抑制のための取組促進、④新規植林・再植林 CDM 事業によるクレジットの補填手続の明確化、⑤地方公共団体実行計画の充実、⑥地球温暖化防止活動推進員、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の見直し、等が盛り込まれることとなった。

これらのうち、本検討委員会で扱う②の排出抑制等指針の法律上の規定は以下の通りである。

表 1 改正温対法における『排出抑制等指針』の規定内容

<p>(事業活動に伴う排出抑制等)</p> <p>第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。</p> <p>(日常生活における排出抑制への寄与)</p> <p>第二十条の六 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下この条において「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない</p> <p>2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。</p> <p>(排出抑制等指針)</p> <p>第二十一条 主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p>

表1に示した改正温対法（第21条）に基づき、講ずべき措置が事業者により適切、有効に実施されるための『排出抑制等指針』が主務大臣により公表されることとなっている。この『排出抑制等指針』に盛り込むべき具体的な内容として、以下のものが考えられる。

① 第二十条の五

この条文に関して指針では、1) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択、2) 温室効果ガス排出量の少ない使用、の2点について事業者が講ずべき措置を示すこととする。例えば、高効率の冷暖房機器や高効率の製造施設の導入、運用面ではコンピュータ等オフィス機器や照明等の使用方法改善といったメニューを示すことが考えられる。

あわせて、温室効果ガス排出原単位の望ましい水準（ここではベンチマークと称する）を提示することで、事業者が達成すべき水準を明確にすることが考えられる。

② 第二十条の六第一項

この条文に関して指針では、1) 温室効果ガスの排出量が少ないものの製造等、2) 製品利用時の温室効果ガス排出量に関する情報提供、の2点について事業者が講ずべき措置を示すことが考えられる。例えば、高効率な製品の製造、製品の利用時の排出量の見える化、といったメニューを示すことが考えられる。なお、製品の利用時の排出量の見える化については、別途『温室効果ガス「見える化」推進戦略会議』等の別の場にて検討を進める。

③ 第二十条の六第二項

この条文に関して指針では、事業者が情報提供を行うに際して協力を得る、国民の温室効果ガス排出抑制のための措置の実施を支援する者の具体例（地球温暖化防止活動推進センター、グリーン購入ネットワークなど）を定めることなどが考えられる。

これらを整理すると、『排出抑制等指針』の構成イメージについて、次ページの図の通り示すことができる。

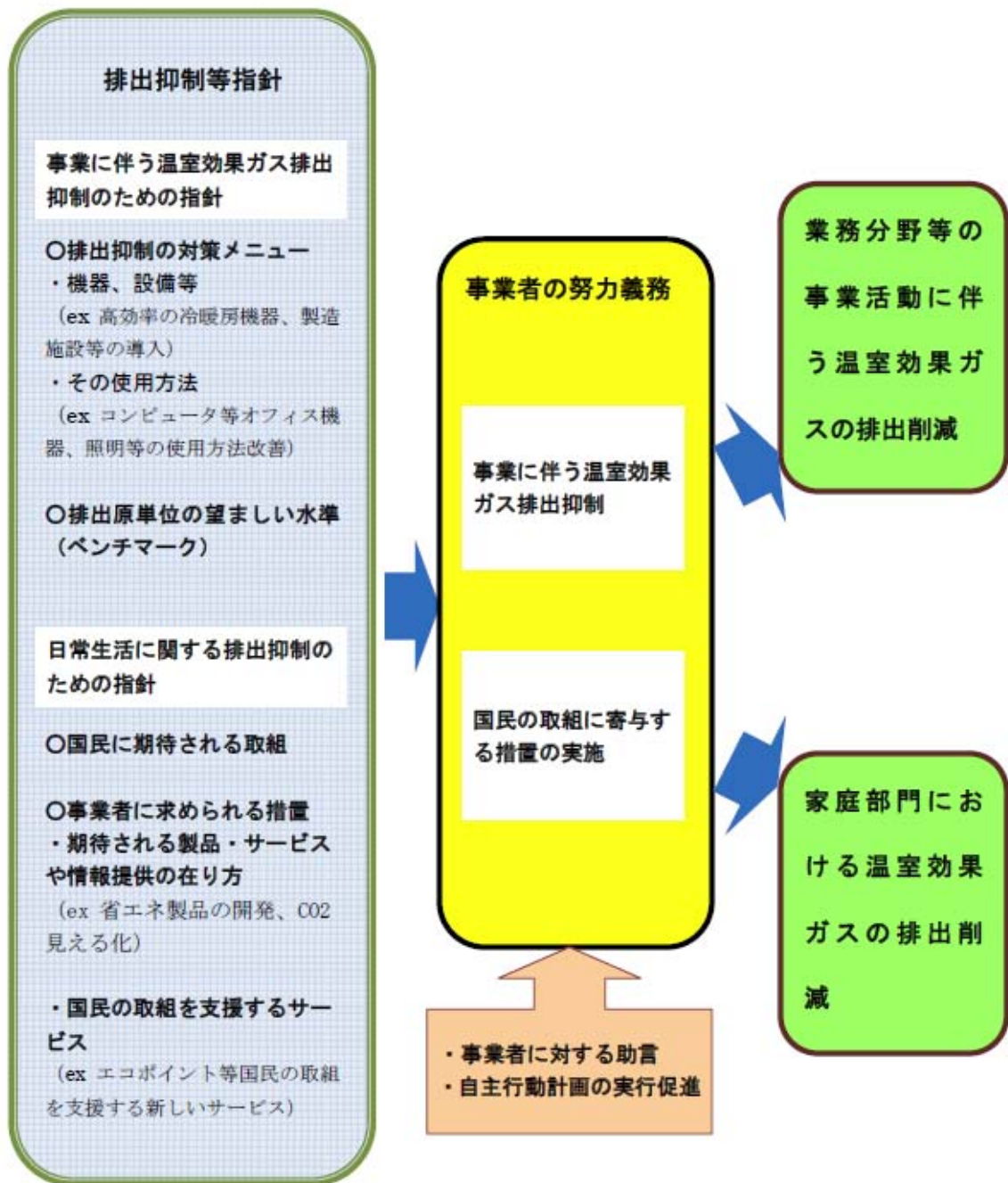


図 『排出抑制等指針』の構成イメージ

2. 『排出抑制等指針』に係る主な論点

『排出抑制等指針』の策定にあたって想定される論点は以下の通りである。

(1) 『排出抑制等指針』の対象業種

温室効果ガスのなかでは、エネルギー起源二酸化炭素が全体の約9割を占め、かつ、基準年から排出量が増加している(参考1)。さらに、エネルギー起源二酸化炭素を部門別で見ると、業務その他部門が基準年比約4割増加と大きく増加している(参考2)。そこで、排出抑制等指針を検討するにあたっては、まずは業務その他部門を中心に検討を行うこととする。

排出抑制等指針にて盛り込む内容は業種特性に大きく依存することから、排出抑制等指針は主に業種に着目して設定されるべきと考えられる。例えば、具体的な対象業種を、1) 排出量の絶対量が多い業種、2) 排出量の伸びが大きい業種、といった視点から抽出することが考えられるが、他に考慮すべき条件はあるか。

なお、排出量の絶対量については参考3、排出量の伸びについては参考4にデータを整理した。

(参考1) 温室効果ガスの総排出量

	京都議定書の 基準年〔シェア〕	2005年度 (基準年比)	2005年度から の増減	2006年度 (基準年比)
合計	1,261 [100%]	1,358 (+7.7%)	→ -1.3% →	1,340 (+6.2%)
二酸化炭素(CO ₂)	1,144 [90.7%]	1,291 (+12.8%)	→ -1.3% →	1,274 (+11.3%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,059 [84.0%]	1,203 (+13.6%)	→ -1.4% →	1,186 (+12.0%)
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1 [6.7%]	87.5 (+2.9%)	→ +0.3% →	87.7 (+3.1%)
メタン(CH ₄)	33.4 [2.6%]	23.9 (-28.3%)	→ -1.2% →	23.6 (-29.2%)
一酸化二窒素(N ₂ O)	32.6 [2.6%]	25.6 (-21.7%)	→ -0.0% →	25.6 (-21.7%)
代替フロン等3ガス	51.2 [4.1%]	18.0 (-64.9%)	→ -3.8% →	17.3 (-66.2%)
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	20.2 [1.6%]	7.3 (-64.1%)	→ -8.8% →	6.6 (-67.3%)
パーフルオロカーボン類(PFCs)	14.0 [1.1%]	6.5 (-53.8%)	→ -2.6% →	6.3 (-55.0%)
六ふっ化硫黄(SF ₆)	16.9 [1.3%]	4.2 (-75.0%)	→ +2.9% →	4.3 (-74.3%)

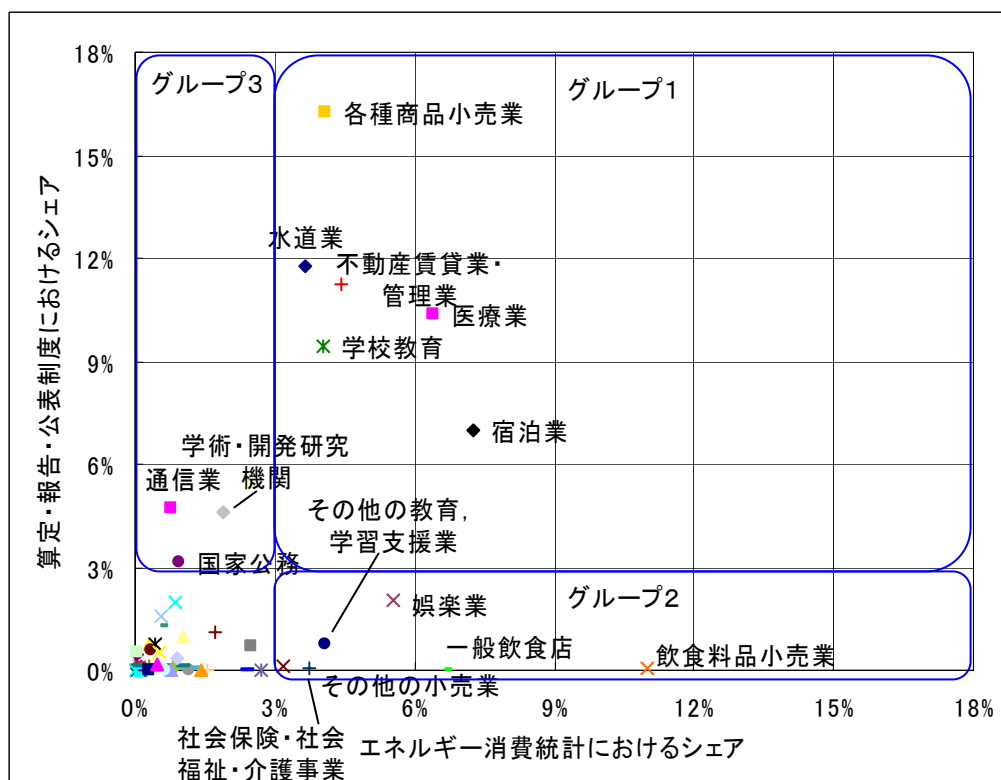
(単位:百万t-CO₂)

(参考2) エネルギー起源CO₂の部門別排出量(電気・熱配分後)

	京都議定書の 基準年〔シェア〕	2005年度 (基準年比)	2005年度から の増減	2006年度 (基準年比)
合計	1,059 [92.6%]	1,203 (+13.6%)	→ -1.4% →	1,186 (+12.0%)
産業部門 (工場等)	482 [42.1%]	455 (-5.7%)	→ +1.1% →	460 (-4.6%)
運輸部門 (自動車・船舶等)	217 [19.0%]	257 (+18.1%)	→ -1.2% →	254 (+16.7%)
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	164 [14.4%]	238 (+44.8%)	→ -3.7% →	229 (+39.5%)
家庭部門	127 [11.1%]	174 (+36.7%)	→ -4.9% →	166 (+30.0%)
エネルギー転換部門 (発電所・石油精製所等)	67.9 [5.9%]	79.3 (+16.9%)	→ -2.6% →	77.3 (+13.9%)

(単位:百万t-CO₂)

(参考3) エネルギー消費統計におけるシェアと算定・報告・公表制度におけるシェアの相関とグループ分け



※グループ2のようにエネルギー消費統計のみシェアが大きい業種は、1事業所あたり排出量は小さい事業所が多数存在しているものと思われる。一方、グループ3のように算定・報告・公表制度のみシェアが大きい業種は、エネルギー管理指定工場に満たない規模の事業所が少ないものと思われる。

(参考4) 業務その他部門の業種別エネルギー消費量の推移と対90年度比伸び率

業種別エネルギー消費量(10¹⁰ kcal)

	事務所ビル	デパートスーパー	卸小売	飲食店	学校	ホテル・旅館	病院	娯楽場	その他
1990	6,911	493	6,455	3,239	3,564	4,778	4,222	1,022	5,785
1991	7,420	536	6,858	3,436	3,787	5,316	4,769	1,103	6,152
1992	7,718	552	7,261	3,465	3,831	5,391	4,788	1,189	6,332
1993	7,661	557	7,283	3,500	3,588	5,105	4,437	1,169	6,256
1994	8,301	639	7,727	3,642	3,700	5,467	4,738	1,267	6,823
1995	8,490	658	8,131	3,705	3,726	5,481	4,800	1,332	7,286
1996	8,494	672	8,174	3,799	3,626	5,474	4,803	1,328	7,312
1997	8,639	733	8,282	3,851	3,620	5,634	5,008	1,375	7,470
1998	8,791	758	8,723	3,872	3,650	5,715	5,261	1,428	7,847
1999	8,903	746	8,901	3,950	3,653	5,661	5,305	1,491	7,800
2000	8,931	764	9,120	4,060	3,633	5,626	5,393	1,496	7,951
2001	8,849	779	8,861	4,036	3,530	5,555	5,362	1,457	7,985
2002	8,970	792	9,335	4,065	3,620	5,515	5,538	1,567	8,354
2003	8,712	770	9,274	4,231	3,578	5,616	5,690	1,495	8,384
2004	9,129	822	9,453	4,198	3,613	5,579	5,780	1,585	8,539
2005	9,160	808	9,761	4,210	3,601	5,461	5,845	1,617	8,531
2006	9,105	809	9,048	4,071	3,471	5,310	5,602	1,503	8,212

伸び率(%)

	事務所ビル	デパートスーパー	卸小売	飲食店	学校	ホテル・旅館	病院	娯楽場	その他
06/90	31.7%	64.2%	40.2%	25.7%	-2.6%	11.2%	32.7%	47.0%	42.0%

(2) 排出抑制対策メニューとその効果

(1) にて設定した業種ごとに、排出抑制のために行いうる対策（設備の選択、使用方法）及びその効果について網羅的に実態調査を行い、体系的に整理することが重要となる。このとき、次のような論点が想定されるが他にはないか。

- ・ 適用可能な排出抑制メニューの業種による差異に加え、さらには新築建物と既築建物によっても導入可能な対策メニューが異なるため、考慮することが必要となるのではないか。
- ・ 個別事業所の取組みに留まらず、テナントビルにおいては、オーナー・テナント間における連携方策等についても示す必要があるのではないか。
- ・ 事業者が生ずる負担との関係で、対策ごとの投資回収期間をどのように考慮していくか。
- ・ 適切な対策効果を考慮する際、同一業種における同一種類の対策についても、例えば対策規模など、様々な要因により対策効果のばらつきが存在することが想定される。その場合にどのような方法で対策効果を設定するのが適当か。

(3) 望ましい排出原単位等の水準（ベンチマーク）の設定

排出原単位によるベンチマークは、事業者が温室効果ガスの排出抑制に努める上で目標にすべき望ましい水準と位置づけてはどうか。

このとき次のような論点が想定されるが、他にはないか。

- ・ 同一業種であっても、例えばデータセンターの有無等によって更に細分化するべきではないか。

(4) 省エネ法など既存枠組みとの整合性の確保

エネルギー起源 CO₂ の抑制に繋がる省エネルギーの推進については、既に省エネ法に基づく判断基準等に見られる通り、既存の枠組みが存在している。事業者にて混乱を来さないよう、『排出抑制等指針』の策定にあたって、既存枠組みや省エネ法改正に基づく検討状況との整合について留意が必要と考えられる。

3. 今後の作業方針

- 7月中 実態調査票の作成、委員への個別相談
- 7月～8月 排出抑制等指針対象業種における実態調査
- 9月 実態調査結果のとりまとめ、指針への反映の検討
- 9月～10月 検討会開催 排出抑制等指針のとりまとめ